

## 第 2 期川西市子ども・若者未来計画策定に関する ニーズ調査等業務委託仕様書

### 1. 業務委託名称

第 2 期川西市子ども・若者未来計画策定に関するニーズ調査等業務委託仕様書

### 2. 業務の目的

令和 6 年度をもって終了する現行の川西市子ども・若者未来計画（以下、「未来計画」という。）は、4 法に基づく計画（※）であり、次期未来計画を策定するにあたり、子ども・子育てに関するニーズや意見等を把握するため、ニーズ調査等を実施し、データの入力・集計・分析・推計を行い、それらを取りまとめた報告書の作成を行うもの。

※ 4 法：①子ども・子育て支援法（第 61 条）、②次世代育成支援対策推進法（第 8 条）、③子ども・若者育成支援推進法（第 9 条第 2 項）、④こども基本法（第 10 条第 2 項）

### 3. 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

### 4. 業務の内容

#### （1）ニーズ調査及びアンケート調査

##### ア. 調査の種別

##### ①子ども・子育て支援法に基づくニーズ調査

国の指針や施策の動向に基づくとともに、他自治体の調査方針・調査票様式を参考にすること。また、川西市子ども・若者未来会議等から意見があった場合には、その意見を踏まえ、修正・加筆等を行うこと。

##### ②他 3 法等に基づくアンケート調査

次期未来計画策定にあたり、「①ニーズ調査」時に、3 法の趣旨や社会情勢（子どもを取り巻く環境や国施策の変化等）などをふまえて、アンケート調査を盛り込むこと。実施の際は、前回調査や未来計画との整合性を図ること。

今回の調査は令和元年 10 月からの幼児教育保育の無償化実施後、初めてとなる調査であるため、無償化に伴うニーズの変化や保護者の意識の変化などを的確に捉える調査項目とすること

#### 【参考】

##### ●平成 30 年度実施「子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」

URL=<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kodomo/1000597/1000601/1000605.html>

##### ●川西市子ども・若者未来計画（令和 5 年度～令和 6 年度）【公開予定】

URL=<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kosodate/1000597/1016183/1016185.html>

イ. 調査対象者（予定）

対象者	対象者数	配布回収方法	備考
就学前児童の保護者	1,500 人	①配布：郵送 ②回収：郵送及びオンライン	有効回収率を上げる提案と、有効回収数のうち半数以上のオンライン回答をめざす工夫を提案すること。
就学児童の保護者	1,500 人		

ウ. 委託の範囲

業務内容	受託者	川西市
未来計画における現状把握を行い、次期未来計画の策定に向けて、各施策の見直しや新たな施策展開に向けての基礎資料となるよう、専門的知識及び経験に基づき、必要な調査項目や分析方法等の提案や助言、支援を行う。	○	
川西市子ども・若者未来会議等で意見のあった項目については、追加・修正等の変更を行う。	○	
作成及び印刷（調査票、封筒、お礼状兼督促状） ※ <u>オンライン対応含</u>	○	
対象者の抽出及び選定		○
返信用封筒宛先		○
調査票等封入・封緘、ラベル貼り	○	
宛名ラベル作成		○
郵便料金（調査票発送・返信、お礼状兼督促状）		○
回収された調査票の開封及び確認・整理 ※ <u>オンライン対応含</u>	○	
データ入力・集計及び分析並びに報告書の作成（注）	○	

（注）

- ・国が示す指針や基準に基づく教育・保育、子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出、区域の設定、必要事業の「確保方策」等を検討できるよう集計し、分析を行うこと。
- ・調査票の回答は、すべて数値またはテキスト（自由回答欄等）で入力すること。
- ・入力したデータを単純集計・クロス集計し、集計結果から見る全体像や設問別の分析をまとめ、調査結果をまとめた報告書を作成すること。
- ・子どもの人口の推移・推計のほか、市域全体及び提供区域ごとの基礎的なデータを作成すること。
- ・国が示す指針や基準に基づき、就学前教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」等を検討できるよう、集計して分析を行うとともに、次期未来計画策定に向けた課題をまとめること。
- ・国や県、川西市子ども・若者未来会議への報告に必要なデータ算出に随時対応すること。
- ・上記のほか、次期未来計画の策定に向けて、就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」、「提供区域の設定」を検討する際に必要となる基礎資料は、市と協議うえ、適宜提案すること。

## (2) 川西市子ども・若者未来会議等への支援

### 【全体会議（提案及び報告の3回程度を予定）】

- ①会議提出資料の作成支援（必要となる裏付けデータや他都市の情報等の収集・市への提供、市の作成する資料への提案）、会議への出席及び同会議の会議録作成（なお、オンライン出席も可能とする。）
- ②次期未来計画策定の基礎資料とするための、会議での意見の集約及び検討結果をとりまとめた原稿の作成

### 【部会（全5回を予定）】

- ①令和5年6月以降、未来計画第7章「市立就学前教育保育施設のあり方」に基づき、今後の市立認定こども園の役割や市全体の教育保育の質の向上などについて議論を行う部会を設置予定であり、同部会提出資料の作成支援、部会への出席及び同部会の会議録作成（なお、オンライン出席も可能とする。）
- ②同部会の報告書作成支援

## (3) 成果品（調査結果報告書）

調査票の結果データをエクセルデータ（xlsx等）、結果報告書をワードデータ（doc等）として、DVD-R及び冊子で納品すること。なお、報告書のレイアウトについては読みやすさの工夫を行うこと。

※ニーズ調査結果報告書冊子：A4判100頁程度、1色刷、50部

※結果報告書に関しては、グラフ等をAi形式で作成している場合、pdfでの提出も可。ただし、doc・pdfいずれの形式においても、グラフ・テキストについては、アウトライン・画像化するのではなく、データコピーが可能な状態で納品すること。

## 5. その他

- ① 計画的な進捗管理を行い、市と協議や打合せを行うなど市側と情報共有を図ること。（なお、オンラインでの協議等も可能とする。）
- ② 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- ③ 業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては個人情報の保護に関する法律の取り扱いを行うこと。
- ④ 業務履行の過程において、市又は受託者が必要と認める場合には適宜協議を行うこと。
- ⑤ 本仕様書を変更する必要がある場合は、市と受託者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。
- ⑥ この業務の委託料は、業務終了後受託者からの請求により支払う。
- ⑦ 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。

6. 業務の完了

納品後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

7. 支払方法

業務完了後に一括して支払うものとする。

(以上)